

第3条第3項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第2条とする。

第4条第2項を削り、同条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条第1項中「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条中「第47条の5第3項」を「第47条の6第4項」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「第47条の5第4項又は第5項」を「第47条の6第6項又は第7項」に、「指定学校」を「対象学校」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職員の任用に関して意見を述べるができる事項)

第10条 法第47条の6第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

第11条の見出し及び同条第1項並びに第12条第2項中「指定学校」を「対象学校」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の学校運営協議会規則(次項において「旧規則」という。)第1条の規定により設置されている学校運営協議会は、第2条の規定による改正後の学校運営協議会規則(次項において「新規則」という。)第1条第1項の規定により設置された学校運営協議会とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第3条第2項の規定により委員として任命されている者は、新規則第2条第2項の規定により委員として任命されたものとみなし、その任期は、新規則第3条の規定にかかわらず、平成30年4月30日までとする。

高校教育課



長野県告示第296号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部 守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さなだ歯科	上田市真田町長6332	平成29年9月1日
アリオ上田デンタルクリニック	上田市天神3-5-1アリオ上田2階	平成29年11月1日
今井歯科医院	上水内郡小川村高府13278	平成27年7月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション真田	上田市真田町長7141-1	平成30年2月1日
訪問看護ステーションしなのぐらし	上高井郡小布施町小布施1225-1	平成29年10月1日

地域福祉課

長野県告示第297号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
山越医院	上田市国分1015	平成30年3月31日
鈴木歯科医院	上田市真田町長6332	平成29年7月31日

地域福祉課

長野県告示第298号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者

氏 名	住 所	指定年月日
上原 哲	諏訪郡富士見町落合11022-1	平成30年3月1日
井出 克徳	佐久市岩村田1734-16	平成30年3月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指定年月日
上原接骨院	諏訪郡富士見町落合11022-1	平成30年3月1日
しなの整骨院	佐久市岩村田1337-7	平成30年3月1日

地域福祉課

長野県告示第299号

農畜産業振興事業補助金交付要綱(平成20年長野県告示第302号)の一部を次のように改正し、平成30年度の補助金から適用します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿 部 守 一

第1中「要綱は」の次に「、普通作物(水稻を除く。)」を加える。

別表第1の需要に応える園芸産地育成事業の項を次のように改める。

信州農業生産力強化対策事業	<p>1 市町村、農業協同組合又は知事が適当と認める団体が信州農業生産力強化対策事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 革新的農業技術導入モデル事業</p> <p>(2) マーケットニーズ対応産地支援事業</p> <p>ア マーケットニーズ対応条件整備事業</p> <p>イ 園芸産地継承支援事業</p> <p>ウ 戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業</p> <p>エ 戦略的導入品目安定生産支援事業</p>	<p>2分の1以内</p> <p>2分の1以内。ただし、エ及びオに掲げる事業に要する経費にあっては、知事が定</p>
---------------	---	--

オ 加工業務用野菜生産力強化事業

カ 契約取引における作柄安定化実証支援事業

キ 水田転換促進支援事業

ク 中山間地域コミュニティ活動創出支援事業

ケ 信州ブランド魚生産支援事業

コ 特認事業(アからケまでに該当しないが、県として推進すべき新技術の取組)

める額とする。

2 農業協同組合又は知事が適当と認める団体(以下「農協等」という。)が行う1に掲げる事業に要する経費に対し、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

10分の10以内。ただし、1に掲げる事業に要する経費の2分の1を限度とする。

別表第1の園芸農業所得向上緊急支援事業の項を削り、同表のワイン用ぶどう苗木緊急増産支援事業の項に次のように加える。

信州新果実市場デビュー事業	長野県果樹コンソーシアム協議会が行う高品質果実の確保及びモデルほ場の整備に要する経費	2分の1以内
---------------	--	--------

別表第1のきのこ経営改善実践支援事業の項を削る。

別表第2の都道府県営草地整備事業の項中「財団法人長野県農業開発公社」を「公益財団法人長野県農業開発公社」に改める。

園芸畜産課

長野県告示第300号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市神畑字堀切1119の1、1119の3、1120の1、1120のロ、字中尾1128の1、1128の2、1128の4、1128の6
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第301号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上田市生田字神田1405の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第302号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
岡谷市川岸字上ノ林4774、4775の1、4775の2、4776、4777、4778の1、4778の2、4981、4982、字洞口4983の1、4983の2、4984から4986まで、4990の1、4990の3、5000のロ、5001の1、字洞日向4991から4993まで、5002から5004まで、5006から5014まで、字洞経塚久保4994、4996から4999まで、字洞経塚4995、字洞5000のイ、字洞塚久保5005、字洞隅久保5015、字洞入5016、5017、字扇形5018、川岸西二丁目4978
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第303号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7379の87、7379の91、7379の108から7379の114まで、7379の120から7379の123まで、7379の125、7379の130、7379の137、7379の143、7379の147、7379の153、7379の158、7416の7、7437、7444の4
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第304号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7933、7934、7940の7、7940の8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第305号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡宮田村4746の1009（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び宮田村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第306号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡泰阜村7366の2、7368の1、7368の5、7368の6、7370の1、7370の5、7370の14、7371の1、7371の3、7371の4、7371の8、7371の11、7371の12、7380の1、7380の2、7380の4、7380の5、7381の1、7381の4、7381の6、7381の7、7382から7386まで、7389の3、7391の1、7391の2、7391の4、7391の5、7449の3、9007の7、9008の2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
7368の1・7370の14・7382・7385・7389の3・9007の7（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第307号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町新開7992の1から7992の4まで、7993の1から7993の5まで、8640、8641の1、8641の2、8642の1、8642の2、8642の5から8642の9まで、8642のロ、8642のハ、8642のニ、

8642のト、8642のチ、8642のヌ、8642のル、8643、8944の1、8944の3から8944の7、8944の9から8944の13まで、8944の15から8944の21まで、8945の1から8945の3まで、8945の5から8945の13まで、8946の1から8946の3まで、8947の1、8947の3から8947の5まで、8948の1から8948の6まで、8948の8から8948の57まで、8948の59から8948の68まで、8948の70から8948の73まで、8948の75、8948の76、8948の78から8948の112まで、8948の114、8949の1から8949の15まで、8949の18から8949の34まで、8950の1から8950の3まで、8950の5、8950の7から8950の17まで、8950の19から8950の25まで、8950の27から8950の33まで、8950の35から8950の47まで、8950の49から8950の51まで、8958の13、8958の14

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第308号

原村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量（原村基盤地図修正）

2 作業期間

平成29年9月15日から平成30年2月28日まで

3 作業地域

諏訪郡原村

建設政策課

長野県告示第309号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成29年6月20日から平成30年2月26日まで

3 作業地域

上田市

建設政策課

長野県告示第310号

土木費補助金交付要綱（昭和36年長野県告示第137号）の一部を次のように改正し、平成30年度の補助金から適用します。
平成30年4月5日

長野県知事 阿部守一

別表を次のように改める。

(別表)

土木費補助金一覧表

補助金の種類	経費		補助率(額)
	左欄	右欄	
市町村道新設(改良)事業補助	一定の計画に基づいて行なう主要な市町村道の新設又は改良事業の施行に直接必要な経費のうち、右欄に掲げるもの	1 工事費 (1) 本工事費 補助工事の施行に直接必要な材料費、労務費及び役務費、仮設工事費	10分の4以内
広域営農団地農道整備関連市町村道整備事業補助	広域営農団地農道の整備に関連して行なう市町村道の新設又は改良及び舗装事業の施行に必要な経費で、国庫補助の対象とされた額から、右欄の3に掲げる収入を控除したもの	(2) 附帯工事費 補助工事の施行によって必要を生じた他の工事に要する費用 (3) 用地費 補助工事の施行に直接必要な土地に関する権利の取得に要する費用	10分の10以内
河川改修事業補助	一級河川及び二級河川以外の河川の改修事業の施行に直接必要な経費のうち、右欄に掲げるもの	(4) 補償費 補助工事の施行に直接必要な土地の取得、物件の移転等に伴う補償及び工事の施行によって損失を受けた者に対してする通常生ずべき損失の補償に要する費用	10分の4以内
	一級河川を対象とした洪水ハザードマップの作成に必要な事項の調査の経費のうち、右欄に掲げるもの	(5) 機械器具費 補助工事の施行に直接必要な機械器	10分の9以内
	県単河畔林整備事業の施行に直接必要な経費のうち、右欄の1に掲げるもの		

都市計画事業補助	都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行なう都市計画事業の施行に直接必要な経費で、右欄の1及び2に掲げるものから、3に掲げる収入を控除したもの	具等の損料並びに運搬及び修理に要する費用 (6) その他 営繕費又は営繕損料、保険料及び測量試験費 2 事務費 補助工事の施行に直接必要な事務に要する費用で工事費に属さないもの 3 補助金、寄付金、負担金、地方債等を受けるものについては、それらの額を控除した額をもって事業費とすることがある。	経費欄の右欄中の3に掲げる収入を控除するまでの額の10分の2.5相当額以内。 ただし、都市計画道路の新設又は改良事業については、前記の例による10分の4相当額以内
市町村土地区画整理事業補助	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行なう大規模な公共施設の新設等に係る土地区画整理事業の施行に必要な経費で、国庫補助対象事業費相当額から、右欄の3に掲げる収入を控除したもの		経費欄の右欄中の3に掲げる収入を控除するまでの額の9分の1相当額以内

河川課

長野県教育委員会告示第2号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により、学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設の名称が次のとおり変更されました。

平成30年4月5日

長野県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称及び所在地

- (1) 名称 KTCおおぞら高等学校 松本キャンパス
- (2) 所在地 松本市中央2-1-24 五幸本町ビル3階

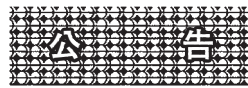
2 名称の変更

変更前	変更後
KTC中央高等学院 松本キャンパス	KTCおおぞら高等学院 松本キャンパス

3 変更年月日

平成30年4月1日

高校教育課



公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成30年4月5日

長野県収用委員会

1 起業者の名称

佐久市

2 事業の種類

佐久都市計画道路事業3・5・20号跡部臼田線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所在	地番	地目		地積等			土地所有者の住所及び氏名
		登記簿上の地目	現況地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	収用しようとする土地の地積等 m ²	
長野県佐久市原字地蔵堂	123番4	宅地	宅地	224.00	218.65	161.73 一筆の土地の一部	長野県佐久市原424番地1 田村 裕司
	123番11	宅地	宅地	124.73	124.63	37.18 一筆の土地の一部	
	123番9	田	宅地	396.00	392.29	258.34 一筆の土地の一部	(登記簿上の住所) 長野県佐久市大字原123番地 (住民票上の住所) 長野県佐久市原123番地 小平 守夫